

平成 18 年 1 月 31 日

各位

会社名 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 名原健治
(JASDAQ コード番号 3779)
問合せ先 IR 本部 部長 山本浩之
(TEL 03-3507-6350)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 1 月 31 日開催の取締役会において、商法 280 条ノ 20 および 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき、平成 18 年 2 月 24 日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社および当社関係会社の取締役、監査役および従業員に対して、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めること、また、当社および当社関係会社の取引先・提携先およびこれらの関係当事者に対して、当社に対する参画意欲を高め、業績への寄与を高めることにより、一層株主の皆様の利益を重視した業績展開を図ることを目的として、ストック・オプション制度を導入するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社関係会社の取締役、監査役および従業員ならびに当社および当社関係会社の取引先・提携先およびこれらの関係当事者。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 5,000,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、新株予約権発行後に当社が他社と合併・会社分割・資本減少を行う場合、ならびに、合併・会社分割・資本減少を行い新株予約権が承継される場合、その

他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

合計 5,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数 1,000 株。ただし、株式分割または株式併合を行った場合は、前記(2)と同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使の目的たる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社株式普通取引の最終価格の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行する日における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値)とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行(時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く。)または当社の保有する当社普通株式の処分(新株予約権の行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行後に当社が他社と合併・会社分割・資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 20 年 3 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

当社または当社関係会社の取締役、監査役あるいは従業員として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査

役あるいは従業員の地位にあること、また、当社または当社関係会社の取引先・提携先あるいはこれらの関係当事者として割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取引先・提携先あるいはこれらの関係当事者としての地位にあることを要するものとする。

新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、取締役会の承認により新株予約権者の相続人が行使することができる。

その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社新株予約権割当の対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」の定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が(7) の条件を満たさない状態になり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続に関しては本新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成 18 年 2 月 24 日開催予定の当社臨時株主総会において、「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が可決承認されることを条件といたします。

以 上